

群馬県立女子大学附属図書館図書館システム更新業務 契約書（案）

群馬県公立大学法人理事長 高田 邦昭（以下「甲」という。）と〇〇〇（以下「乙」という。）とは、次の条項により、群馬県立女子大学附属図書館図書館システム更新業務に係る契約（あわせて以下「本契約」という。）を締結する。

（契約の趣旨）

第 1 条 甲は、乙から契約物件を借り入れ、図書館システムを利用するものとする。

（契約の対象となる物件名等）

第 2 条 前条の契約物件は次のものをいう。

- (1) 物件の名称 群馬県立女子大学附属図書館図書館システム更新業務
品質及び規格 別添仕様書のとおり
- (2) 契約金額 〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
(うち消費税額及び地方消費税額 〇〇〇, 〇〇〇円)
- (3) 契約期間 令和 8 年 3 月 1 日から令和 1 3 年 2 月 2 8 日までとする。
- (4) 設置場所 群馬県佐波郡玉村町上之手 1 3 9 5 - 1
群馬県立女子大学附属図書館

2 甲は、前項に定める契約金額を、前項(3)における月数で均等に分割し、毎月定額を支払うものとする。なお、各会計年度における支払額は、当該年度の支払月数に応じて月額を乗じた金額とし、次のとおりとする。

令和 7 年度（1 カ月分）	〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
令和 8 年度（1 2 カ月分）	〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
令和 9 年度（1 2 カ月分）	〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
令和 1 0 年度（1 2 カ月分）	〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
令和 1 1 年度（1 2 か月分）	〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
令和 1 2 年度（1 1 カ月分）	〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円

（物件の所有権）

第 3 条 頭書の物件の所有権は、契約期間中を通じて乙に属する。

（立入権）

第 4 条 乙は、機器の搬入、調整、管理及び保守等のために機器の据え付け場所に立ち入ることができる。この場合、あらかじめ甲の承諾を得るものとする。

（機器の返還）

第 5 条 甲は、契約期間が満了又は契約の解除により機器を乙に返還する場合は、機器を引渡し当時の現状に復して返還するものとする。

（管理義務）

第 6 条 甲は、機器を善良な管理者の注意義務をもって管理するものとする。

(乙の履行義務等)

第 7 条 乙は、仕様書等に定める要件及び条件のほか、本契約書に定めるところに従い、業務を履行しなければならない。

- 2 乙は、自己の責任において業務の履行に必要な機器、ソフトウェア等の調達、設置、維持管理等を行わなければならない。
- 3 甲は、運用開始予定年月日にシステム運用が開始されない場合は、契約金額を減額する。減額する金額は、システム運用開始予定年月日の翌日から実際にシステム運用が開始された日までの期間の日数に応じ日割り計算した金額とする。ただし、当該システム運用開始の遅延が甲の責に帰すべき事由による場合は、この限りではない。
- 4 乙は、契約物件を良好な稼働状態に保ち、その機能を保持することを目的とし、本物件の保守を行う。具体的な保守範囲については別添仕様書による。
- 5 本契約の履行に必要な費用及び労力についての損失は、すべて乙の負担とし、契約期間満了前に履行不能となった場合には、乙は当該不能となった部分に相当するシステム利用料を請求することができない。ただし、当該履行不能が甲の責に帰すべき事由による場合は、この限りではない。

(保守の範囲外)

第 8 条 次の各号に掲げる事項は、前条の履行義務に含まれないものとし、各号の保守及び修理を甲が乙に依頼し、乙がこれを行った場合は、料金は甲乙協議の上決定し、乙は甲に対しこれを請求することができるものとする。

- (1) 甲の要求による納入物品の改造
- (2) 天災その他不測の事故等甲乙双方の責に帰することができない原因により生じた損傷の修理
- (3) 賃貸借物品の環境条件に反したことにより生じた故障の修理
- (4) 乙の指定品以外の消耗品を使用したため、又は消耗品の保管不備のために生じた故障の修理
- (5) 甲の不適切な装置の使用又は取扱いによる故障の修理

(保守作業時間帯)

第 9 条 本契約に基づき乙が保守を行う時間は、原則として乙所定の休日及び祝祭日を除く平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。ただし、緊急時には時間外でも可能な限り対応するものとする。

(甲の負担する費用)

第 10 条 保守に要する費用のうち、次のものについては、甲の負担とする。

- (1) 保守に当たり甲の施設内で所要する電力、通信に係る料金
- (2) 消耗品費

(再委託の制限)

第 11 条 乙は、本契約業務の一部を図書館システムサービスの開発・販売元またはハードウェアの製造元に委託することができるほかは、全部又は一部を第三者に委託してはならな

い。ただし、書面により甲の承認を受けた場合には、この限りではない。

(損害による必要経費の負担)

第 1 2 条 甲の故意又は重大な過失により機器に損害が生じたときは、乙は甲に対し損害賠償の請求をすることができる。ただし、その損害のうち、第 1 3 条の規定により付された保険によりてん補された部分は除くものとする。

(保険)

第 1 3 条 乙は、本物件に対し乙の費用で動産総合保険をつけるものとする。

(権利義務譲渡の禁止)

第 1 4 条 甲・乙は、互いに相手方の承諾を得ないでこの契約によって生じる権利又は義務を他人に譲渡、承継又は担保に供してはならない。

(責任者の選任)

第 1 5 条 乙は、本契約業務の履行に必要な知識、技能、資格及び経験を有する者を責任者として選任し、本契約の締結後速やかに甲に書面で報告しなければならない。

2 乙は、責任者を変更しようとする場合は、同等以上の知識、技能、資格及び経験を有する者をもって後任に充てるものとし、あらかじめ甲に書面で報告しなければならない。

(主任担当者)

第 1 6 条 乙は、本契約業務を円滑に遂行するため、責任者の下に連絡確認及び必要な調整を行う主任担当者を選任し、本契約の締結後速やかに甲に書面で報告しなければならない。

2 乙は、主任担当者を変更しようとする場合は、あらかじめ甲に書面で報告しなければならない。

3 甲は、本契約に定めた事項のほか、本契約業務遂行に関する乙への要請、指示、依頼、その他日常的な乙への連絡及び確認等については原則として主任担当者を通じて行うものとする。

4 甲は、本契約業務の遂行上、主任担当者を不相当と認めたときは、乙に対して当該主任担当者の交替を求めることができる。

(保守作業報告書の提出)

第 1 7 条 乙は、保守作業を実施したときは、作業終了後速やかに保守作業報告書を乙の定める様式により甲に提出するものとする。

(甲の調査権等)

第 1 8 条 甲は、本契約業務の処理状況を調査し、又は乙に対し報告を求めることができる。

2 甲又は甲の指定する者は、本契約に関係する施設等に立入調査し、乙に対して説明を求めることができる。

3 甲又は甲の指定する者が本システムに対する情報セキュリティ監査を実施する場合、乙は必要な資料及び情報を提供するなど協力しなければならない。

(事故等の報告)

第 1 9 条 乙は、本契約業務の履行に支障が生じるおそれのある事故又は脅威の発生を知ったときは、必要な応急措置を講じるとともに、直ちにその旨を甲に報告し、その指示を受けな

ければならない。

- 2 乙は、前項の事故等が発生した場合には、遅滞なく詳細な経過報告及び今後の対処方針を甲に提出しなければならない。

(契約不適合責任)

第 20 条 甲は、納入された物品に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下、「契約不適合」という。）であるときは、甲の指定した方法により、乙に対して修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求（以下、「追完請求」という。）することができる。

- 2 甲は、本物品が契約不適合により、本契約の目的が達成できないと判断する場合、前項に定める追完の催告を行うことなく、甲の選択により損害賠償の請求及び契約の解除をすることができる。
- 3 甲が契約不適合（数量に関する契約不適合を除く。）を知った時から 1 年以内 にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、追完請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、乙が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(損害賠償責任)

第 21 条 乙は、委託業務の実施に際して甲に損害を与えたときは、乙は、その損害を賠償する責めを負うものとする。委託業務の実施により第三者に損害を与えた場合も、同様とする。

(契約内容の変更等)

第 22 条 甲は、必要があると認めたときは、契約の内容を変更し、又は一時中止させることができる。この場合において、当該変更等の内容が本契約に定める契約金額、履行期限その他の契約条件に影響を及ぼすものであるときは、変更契約を締結するものとする。

(支払い)

第 23 条 乙は、甲に対し、本契約に基づく請求書を当該月の翌月以降に提出するものとする。

- 2 甲は、前項の請求書が正当であると認めたときは、当該月の翌月末日までに、乙に対してシステム利用料及び保守費用を支払うものとする。

(契約保証金)

第 24 条 群馬県公立大学法人契約事務取扱規程第 25 条第 1 項第 3 号により免除する。

(契約の解除)

第 25 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、この契約を解除することができる。

- (1) 契約を履行する見込みがないとき。
- (2) 契約の履行に着手すべき時期を過ぎても着手しないとき。
- (3) 契約の履行について不正の行為があったとき。
- (4) 乙が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）

又は役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。）が暴力団対策法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（以下「暴力団員等」という。）であることが判明したとき。

- (5) 本契約に係る下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等（以下「下請契約等」という）の相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知ったにもかかわらず下請契約等を解除しなかったとき。
 - (6) 第 3 1 条で定める機密保持義務に違反したことにより、甲又は第三者に損害を与えたとき。
 - (7) その他この契約書の条項に違反したとき。
- 2 甲は、前項の規定により契約を解除したとき（前項第 1 号又は第 2 号に該当する場合にあっては、乙の責めに帰すべき理由がある場合に限る。）は、乙に対し違約金として契約金額の 10 分の 1 に相当する額の支払いを求めることができる。
- 3 甲は、第 1 項の規定によりこの契約を解除したときは、乙に損害が生じてもその責を負わないものとする。

（乙の契約解除権）

- 第 2 6 条 乙は、甲がこの契約に違反したことにより委託業務の遂行が不可能になったときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。
- 2 前項の規定による本契約の解除によって乙が損害を受けたときは、乙は甲に対し、当該解除の時点で残存するシステム利用料及び委託料相当額の範囲で損害賠償を請求することができる。この場合の損害賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。

（談合等不正行為があった場合の解除等）

- 第 2 7 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当したと認めたときは契約を解除することができる。
- (1) この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条又は第 8 条第 1 号に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対して行う独占禁止法第 7 又は 8 条の 2 の規定に基づく排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合は、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づく課徴金納付命令）又は独占禁止法第 8 5 条第 1 項の規定による抗告訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
 - (2) この契約に関し、乙（法人にあっては、その役員又は使用人）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 9 6 条の 6 又は独占禁止法第 8 9 条第 1 項若しくは第 9 5 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項各号のいずれかに該当したときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、甲の請求に基づき契約金額の 10 分の 2 に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 乙が第 1 項各号に該当することにより甲に損害が生じた場合、当該損害が前項に規定する違約金を超えなお存在する場合には、甲はその超過額を併せて乙に請求することができるものとする。
- 4 第 2 5 条第 3 項の規定は、第 1 項の規定による解除の場合に準用する。

(解除に伴う措置)

第28条 第25条、第26条及び前条の規定により本契約が解除された場合において、検査に合格した履行部分があるときは、甲は、当該履行完了部分に対する金額を支払わなければならない。

(違約金等の遅延利息)

第29条 乙が、第25条第2項並びに第27条第2項及び第3項に規定する金額を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は乙に対し遅延利息を請求できるものとする。

2 前項の遅延利息の額は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3%の割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(暴力団等による不当介入があった場合の届出義務)

第30条 乙は、乙又は本契約に係る下請契約等の相手方が当該契約の遂行に当たり暴力団又は暴力団員等から不当な要求行為を受けた場合は、その旨について、遅滞なく甲への報告及び警察への届出を行わなければならない。

(秘密保持及び個人情報の保護)

第31条 乙は、本契約の履行に関して知り得た甲の業務上の秘密を、本契約の有効期間中のみならず、その終了後も第三者に漏らしてはならない。

2 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人データの取扱いに関する業務委託契約基準」を遵守しなければならない。

3 前項の機密保持義務に違反したことにより甲又は第三者に損害を与えた場合には、乙は、その損害を賠償しなければならない。

(契約終了時の業務引継、移行支援等)

第32条 契約の全部若しくは一部を解除、又は契約期間が終了した場合には、乙は当該業務を甲が継続して遂行できるように必要な措置を講ずるか、又は他者に移行する作業を支援しなければならない。

2 データの移行、消去等前項に規定する必要な措置又は支援の具体的な内容については、甲乙協議の上定める。

(契約の費用)

第33条 本契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(延期の特約)

第34条 乙は、天災その他、その責めに帰することができない理由により、乙が本契約の全部又は一部について履行が遅滞した場合は、甲に対して遅滞なく理由を付して、その履行の延期を求めることができる。その場合の対応措置は甲乙の協議により決定する。

(信義則)

第35条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

